

(大学院) 詳細説明及び Q&A

よく質問が寄せられる事項について記載しています。学生支援課奨学金担当 (098-895-8136) にお問い合わせいただく前に、必ずご一読ください。

【収入の減少について】

一次採用 (春) 申請では、2024 年度 (2023 年分) の申請者のみの課税情報 (市町村民税の所得割) で審査します。新入生は 2023 年の収入状況により 2024 年度に課税されていた者で進学前に退職・休職したことで無収入になった場合は「進学前離職の特例処置」の手続きが可能です (案内 32 ページ)。対象者は、奨学金担当へ相談してください。なお、新入生以外の者は以下に該当する収入減少及び支出増大の場合は家計急変 (緊急・応急採用) で個別の案内を行いますので、早急に奨学金担当にご相談ください (原則、事由発生 12 カ月以内の申請) (案内 43~51 ページ)。

ただし、下記に該当しない場合は一次採用 (春) に通常通り申請してください。

《該当事由》

- ・ 同一生計である家族の死亡
- ・ 同一生計である家族または本人の失職 (自発的離職でも可)
- ・ 災害による収入減少または支出増大
- ・ 同一生計である家族との離別 (離婚・行方不明等)
- ・ 申請者本人または同一生計者の家族が事故・病気等による収入減少または支出増大
- ・ 申請者が同一生計の家族からの暴力等による避難

【マイナンバーについて】

収入審査及び子供の数の確認において原則マイナンバー情報を提示して頂くことで課税情報を取得し収入審査をおこないます。マイナンバー情報の提示を拒否または海外移住により情報取得ができない場合は、マイナンバーに代わる書類の提出が必要です。

Q1.マイナンバーカードを作っていない場合はどうしたらいいですか。

A1. 個人番号を専用サイトで報告するだけです。マイナンバーカードは不要です。個人番号が不明の場合は、個人番号記載の住民票を取得し、その個人番号を入力してください。

Q2.マイナンバー情報の提示をしたくない場合は、どうすればいいですか。

A2.奨学金担当にご相談ください。

Q3.生計維持者または本人が海外移住等により 2024 年 3 月まで国外にいた場合はどうすればいいですか。

A3.2024 年 1 月 1 日時点で日本国内にいないため、マイナンバーで税情報の確認ができません奨学金担当に一度ご報告をお願いします。

【再貸与について】

過去に奨学金の貸与を受けた人が同じ学校区分で新たに同じ種類の奨学金を希望する場合、貸与期間が短縮されたり申込が出来ない場合があります。ただし、再貸与を希望することで一度限り修業年限まで貸与することが可能です。(案内 23 ページ)

Q4.学部生時に第一種を貸与していて、大学院 (修士) で新たに第一種を希望したいのですが、再貸与にあたりますか。

A4.再貸与にはあたりません。学部生と大学院は学校区分が違うため、今回の申請で採用された場合は通常の修業年限まで貸与が可能です。

※大学院 (修士課程) から大学院 (博士課程) に進学する場合も同様です。

Q5.前の大学院で第一種(または第二種)の貸与をしていましたが、返還完了した場合も過去に借りていたとして、再貸与になりますか。

A5.再貸与にはなりません。過去に利用していた奨学金の返還完了した場合は、通常通り申請することで修業年限まで貸与が可能です。

【授業料後払い制度について】

修士課程・博士前期課程・専門職学位課程については授業料後払い制度を利用できます(博士課程や博士後期課程は利用不可)。第一種と授業料後払い制度の併用はできません。

Q6.修士課程の新2年生です。授業料後払い制度に申請できますか。

A6.授業料後払い制度には申請できません。第一種または第二種への申請をお願いします。2025年度一次採用(春)で授業料後払い制度に申請できるのは2025年4月入学者です。

Q7.今回第一種(または授業料後払い制度)に申請して、途中で授業料後払い制度(または第一種)に切り替えることは可能ですか。

A7.年度切り替わりの時期に第一種(または授業料後払い制度)を辞退して、新年度に授業料後払い制度(または第一種)に申請することは可能です。ただし、業績優秀者返還免除を申請する場合、個別に申請が必要となりますので、切り替えを検討する場合は一度奨学金窓口にてご相談ください。なお、年度の途中での切り替えはできません。

【長期履修生について】

長期履修生の学生は、第一種奨学金または後払い制度に関しては通常の修業年限までの貸与ですが第二種奨学金は長期履修生として認められた卒業予定期まで貸与が可能です。希望者は、入力前に奨学金担当へ相談してください。

【スカラネットの入力について】

入力後、入力内容(奨学金の申込内容も含む)に変更を行いたい場合は、奨学金担当へ早めの報告をお願いします。

《奨学金の申込情報》スカラネット下書き用紙P4

奨学金は、併用基準・第一種または後払い制度のみの基準・第二種のみ基準として各々の収入審査及び学力審査のものを審査されます。申込の仕方によって審査が通りづらい等はありません。必要とする奨学金の希望で申請してください。

Q8.奨学金の申込種類によって審査が通りにくい等がありますか。

A8.ありません。併用貸与、第一種、第二種の各基準を満たせば採用されます。

Q9.第一種を希望している場合は、(a)-(1)を選択しても問題ないですか。

A9.第一種の基準が通らず不採用になった場合、奨学金がなくても学業生活費に問題なければ選択してください。奨学金が無いと厳しい場合は、(a)-(2)を選択してください。

Q10.多額の金額を希望のため、(a)-(3)を選択しても問題ないですか。

A10.無利子の第一種を有効活用するために(b)-(7)の選択を推奨します。併用貸与が通らない場合は、第二種で採用される可能性があります。なお、(b)-(6)は、併用基準外かつ第一種の基準内

の場合、第一種のみ金額でしか貸与ができないため、第一種以上の金額が必要な者は(b)-(6)は非推奨です。

《奨学金貸与月額情報》スカラネット下書き P7～9

Q11.修士課程で月額 18.8 万希望します。奨学金の申込情報の箇所では(b)-(7)を選択者です。第一種は 8.8 万・第二種は 10 万を希望したいのですが、審査の結果、第二種のみになった場合はどうなりますか。

A11.併用が通らない場合であっても、入力した内容で振込されます。その為、月額 18.8 万が必要であれば、第二種のみ金額は、併用貸与が不採用で第二種のみ採用された場合の金額で選択する事を推奨します。

併用貸与で採用された場合、貸与額の減額が可能です。場合によっては遡って減額することも可能ですので、奨学金窓口にてご相談ください。

※(b)-(6)、(c)-(13)の選択者も同様です。

Q12.第二種選択者の「あなたは何月分から貸与を希望しますか」とはどのような意味ですか。

A12.第二種は、有利子のため 2025 年 4 月～9 月の間から貸与開始月が選択できます。2025 年 4 月と選択した者は、7 月採用で振込される際は、4 月分からまとめての振込をされることで 4 月分から貸与開始者として取扱いされます。

※第一種は貸与開始月の選択はできません。